

## 静岡大学学術リポジトリ運用に関する処理要領＜暫定版＞

附属図書館長裁定 平成19年12月6日

(趣旨)

第1 この処理要領は、静岡大学学術リポジトリ運用指針(暫定版)(以下「指針」という。)第10条に基づき、静岡大学学術リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の運用に関し、必要な事項を定める。

(提供の対象となる学術成果等の種類)

第2 指針第3条における「提供の対象となる学術成果等」の種類は次の各号に掲げるものとする。

- ① 学術雑誌論文
- ② 本学研究紀要及び掲載論文・記事
- ③ 会議発表論文
- ④ 会議発表用資料
- ⑤ テクニカルレポート
- ⑥ 研究報告書
- ⑦ 一般雑誌記事
- ⑧ プレプリント
- ⑨ 教材
- ⑩ 学位論文(博士論文)
- ⑪ 図書・図書の章
- ⑫ データ・データベース
- ⑬ ソフトウェア
- ⑭ その他

第3 指針第3条第1号における学術成果等には、原則として提供者が本学以外の機関に所属した期間に作成された学術成果等は含まない。ただし、提供者並びに提供者が所属した機関及び関連する権利者が当該学術成果等をリポジトリに提供することを許可した場合については、この限りではない。

(提供のための手続)

第4 指針第4条における「提供のための手続」は次のとおりとする。

- (1) 提供者は、初めて学術成果物を提供する場合は、登録許諾書(A)を添付するものとする。
- (2) 認証登録作業は、登録許諾書に基づき、附属図書館が行う。

(学術成果等の提供の受付処理)

第5 指針第4条第3項における登録は、原則として、提供者が学術成果等を電子メールに添付の上、送信して行うものとし、添付する内容は次のとおりとする。

- ① 提供者する資料
- ② 提供する資料が公表済資料である場合、その出典に関する情報
- ③ 提供する資料のキーワード・解説等、提供者が資料と併せて公開を希望する情報
- ④ 登録許諾書

(学術成果等の受付後の処理)

第6 附属図書館長は、提供された学術成果等について、著作権等の権利関係及びその他公開に係る事項を調査し、公開の可否を判断する。

2 附属図書館長は、公開に支障がないと判断した場合は、提供された学術成果等をリポジトリに保存しインターネットを通じて学内外に公開する。

3 附属図書館長は、公開に支障があると判断した場合は、提供者にその旨を通知する。  
(著作権に係る利用許諾)

第7 指針第6条における「著作権に関する利用許諾」に関する処理は次のとおりとする。

- (1) 提供者(単独著者)に著作権が帰属する場合は、登録許諾書(A)により許諾を得るものとする。
- (2) 論文単位で許諾を得る場合は、登録許諾書(B)により許諾を得るものとする。
- (3) 共著者から利用許諾を得る場合は、提供者が登録許諾書(C)により許諾を得るものとする。
- (4) 提供者から特定雑誌に掲載された著作物等について包括的に許諾を得る場合は、登録許諾書(D)により許諾を得るものとする。
- (5) 研究紀要等の各号ごと若しくは全部の許諾を得る場合は、登録許諾書(E)により許諾を得るものとする。
- (6) 学位論文の許諾を得る場合は、登録許諾書(F)により許諾を得るものとする。
- (7) 学会・出版社又は提供者以外の者に著作権が帰属し、提供者に利用が許諾されている場合は、利用許諾をされている文書等をもって登録許諾書に代えることができる。
- (8) 前記第1号から第6号に定める各登録許諾書は、記載要素が示された他の文書等をもって代えることができる。

(学術成果等の削除)

第8 指針第9条における「学術成果物等の削除」に関する手続きは次のとおりとする。

- (1) 指針第9条第1項における提供者から削除の申し出は、削除依頼書によるものとする。
- (2) 附属図書館長は、附属図書館委員会において当該学術成果等の削除の可否について決定がなされるまでの期間、一時的に当該学術成果等の公開を停止できるものとする。

#### 附 記

この要領は、平成19年12月6日から実施する。